



社会保険労務士法人 作道事務所
行政書士 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
E-mail slm_info@sabg.co.jp



※ 8月お盆期間は 次の通りお休みを頂きますので よろしくお願ひ致します。

8月11日（火）から8月16日（日）

社会保険 標準報酬月額算定基礎調査 届出完了
ご協力ありがとうございました。



1. 標準報酬月額定時決定により、9月又は10月支払の給与から控除する健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金、厚生年金保険料が変更になる場合がありますので、ご注意下さい。
2. 追って当事務所より『保険料控除額一覧表』をお届けしますので、ご参照の上給与計算をお願い致します。

【ご注意】 加入する保険制度（「他県のけんぽ協会」「健康保険組合」「厚生年金基金」等）により保険料率が異なりますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら当事務所にお問い合わせください。

健康保険

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

従来の「月ごとの高額療養費」に加え、年単位（毎年8月～翌年7月）の自己負担の上限額（年間上限）が導入されます。

所得区分	年間上限額 (8月～翌7月)
83万円以上	1,680,000円
53万～79万円	1,110,000円
28万～50万円	530,000円
26万円以下	530,000円
低所得者（非課税等）	290,000円

マイナ保険証や限度額適用認定証を利用すると、医療機関の窓口での自己負担額を1か月ごとの自己負担限度額までに抑えることができます。さらに、1か月ごとの自己負担額が積み重なり、年間の自己負担上限額を超えた場合は、超過分について、後日、高額療養費として申請することで支給を受けることができるようになりました。

詳しくは、当事務所までお問い合わせください。

2026年10月施行

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています。

「同一労働同一賃金ガイドライン」新たに追加された内容

手当	条件	必要事項
賞与・退職手当	賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等のさまざまな目的があり、その目的が妥当する場合	正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた支給の実施
無事故手当	正社員と業務の内容が同一である	正社員と同一の手当を支給
家族手当	相応に勤務継続が見込まれている等	
住宅手当	転居を伴う配置の変更に応じて支給される場合等	正社員と同一の給与補償を実施
病気休職	正社員に補償があり、相応に勤務継続が見込まれる等	

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

パートタイム・有期雇用労働者に関する事項について就業規則の作成・変更を行う際には各事業所において雇用するパートタイム・有期雇用労働者の過半数を代表する者（パート・有期過半数代表者）の意見を聴くように努めなければなりません。

パート・有期過半数代表者の要件

- ① 管理監督者（労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者）でないこと
- ② 意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

詳しくは、当事務所までお問い合わせください。

